

自走式仮設水洗 トイレカー 仕様書

令和7年度
高 知 県

第1 総則

1. 車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、最新基準の排出ガス低減レベル（国土交通省規制）に適合した車両とする。
2. 車両は、新規車両を使用し、この仕様が十分満足できる艤装とする。また、これに使用する材料は十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであり、車両及び取付品、取付装置並びに積載品及び附属品は全て新規製品のものであること。
3. この仕様に基づいて、一部製作できない場合、又は製作することにより機能が低下する場合は、高知県（以下「発注者」という。）の承認を受けるものとする。また、契約後における一切の疑義は、全て発注者の解釈に従うものとする。
4. 納入台数は、次の表に掲げる総合防災対策推進地域本部に配備することを前提として、計5台とする。

名称	住所	管轄市町村
総合防災対策推進 安芸地域本部	高知県安芸市矢ノ丸1丁目4番36号 高知県安芸総合庁舎3階	室戸市、安芸市、東洋町、 奈半利町、田野町、安田 町、北川村、馬路村、芸西 村
総合防災対策推進 中央東地域本部	高知県南国市大桶甲1592番地 高知県中央東土木事務所1階	南国市、香南市、香美市、 本山町、大豊町、土佐町、 大川村
総合防災対策推進 中央西地域本部	高知県吾川郡いの町1381番地 高知県伊野合同庁舎1階	土佐市、いの町、仁淀川 町、佐川町、越知町、日高 村
総合防災対策推進 須崎地域本部	高知県須崎市東古市町6番26号 高知県須崎第二総合庁舎4階	須崎市、中土佐町、梶原 町、津野町、四万十町
総合防災対策推進 幡多地域本部	高知県四万十市古津賀4番61号 高知県中村合同庁舎3階	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、大月町、三原村、黒 潮町

5. 積載品及び附属品等の取付位置については、本仕様書の内容に不適切な場合は別途協議を行い、必要に応じて変更できるものとする。

第2 提出書類

1. ○○○○○○（以下「受注者」という。）は、自走式仮設水洗トイレカー（以下「トイレカー」という。）の製作に先立ち、この仕様に基づき次のものを2部提出して、製作上の細部にわたり十分打ち合わせ、承認を受けるものとする。
 - （1） 製作工程表
 - （2） 車両概要図
 - （3） その他、発注者が指示するもの
2. 受注者は、完成納入にあたっては、次の関係図書を2部提出すること。
 - （1） 納品書
 - （2） 車両概要図
 - （3） シャシ取扱説明書
 - （4） 艀装部分取扱説明書
 - （5） 自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し
 - （6） その他、発注者が指示するもの。仕様書は、高知県（以下「発注者」という。）が購入するトイレカーの仕様に関し、必要な事項を定める。

第3 車両概要

1. この車両は、自然災害等の発生によりライフラインが寸断された被災地におけるトイレ不足の早期改善のために使用できるように、次のとおり仕様を定めるものとする。
2. 仕様
 - （1） 主要諸元
 - ア 使用するシャシは最新式とし、国土交通省が規制する最新の排出ガス規制に適合するものであること。主要諸元は以下の通りとする。
 - （ア） 型式
貨物軽自動車
 - （イ） 駆動方式
四輪駆動方式（4WD）
 - （ウ） トランスミッション
自動変速機（AT）
 - （エ） ボディカラー
ホワイト
 - （オ） 車輛寸法
全長3,640mm以上 × 全幅1,650mm以上 × 全高2,610mm以上
 - （カ） 室内高
1,710mm以上
 - （キ） その他附属品
 - a フロアマット（前席分）

- b ドアバイザー（前ドア 2 枚分）
- c サンバイザー（フロントガラス上面 2 枚分）
- d ドライブレコーダー（前方に 1 箇所）
- e バックカメラ（ルームミラータイプ）
- f カーナビゲーションシステム
- g ETC車載器（運転室内取付/セットアップ込）
- h リモコンキー（スペアキー 1 つを含む。）
- j 三角表示板（1 枚）

イ 運転席・助手席はシャシメーカー標準仕様とする。

ウ シャシは、十分な強度、幅、長さ及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであり、かつ、維持管理が経済的にできるものであること。また、ステップ、ブラケット、手摺及び握り棒等の取付部分には、十分な補強を設けること。

エ シャシフレームに艀装上の構造物及び枠組取付台等を取り付ける場合は、弛緩しない方法とすること。

オ 燃料タンクは、排気管との関係を考慮した位置に設け、給油口（付近に給油燃料名を表示）は、給油が容易な位置とすること。

（2）キャビン外装

ア 前照灯として、フォグランプ（霧灯）を設けること。

イ 牽引用の装置を 1 個取付けること。

（3）キャビン内装

ア 運転席へ取り付ける計器類は標準装備とすること。

イ シャシ純正エアコンを取り付けること。

ウ ステアリング装置はパワーステアリング方式とすること。また、運転席及び助手席にはSRSエアバックを設けること。

（4）艀装部分（トイレ設備等）

ア トイレ設備は男性・女性共用と女性用の 2 室に区切り、大便器 1 基ずつ設けた上で、個室に手摺を設置すること。

イ 大便器は陶器製とし、便座は洋式便座（温水洗浄便座）とすること。各便器に水洗機能及び臭い逆流防止機能（フラッパー機能）を設けること。また、各便座付近の適切な位置にトイレットペーパーホルダー、除菌液用ホルダー、トイレ用擬音装置、手摺を取り付けるとともに、各扉に施錠機能を設けること。

ウ トイレ室内の床面は防水加工を施し、排水口を設けること。

エ 給水タンクから水洗トイレ及び手洗い場に水を供給するための圧送ポンプを備え付けること。

オ 車体左側に男性用、右側に女性用の出入口をそれぞれ設けること。

カ 給水タンク

70リットル以上

キ 便槽タンク

250リットル以上とし、次の(ア)から(ウ)までの機能及び構造を有すること。

- (ア) 溜まった汚物をバキュームカー（し尿収集運搬業で使用される特種用途自動車をいう。）による収集が可能な構造とすること。
- (イ) 下水管への自己排水が可能な機能を有すること。
- (ウ) 排出口とは別に強制排出口を設けること。

ク 最大積載量

250キログラム以上

ケ バッテリー

次の(ア)から(ウ)までのとおりとすること。

- (ア) 車両走行用とは別にトイレ部分用（50アンペア時以上）を設けること。
- (イ) トイレ部分用バッテリーの充電は、車両エンジンの駆動又は外部AC100ボルト電源入力のどちらでも可能なこと。
- (ウ) ボディー天井に太陽光パネル（100ワット以上）を取り付けの上、トイレ部分用バッテリーへの充電を可能とすること。

コ 標準装備

- (ア) 手洗い場
 - (イ) 室内LED照明
 - (ウ) 大型吸排気式換気扇
 - (エ) 昇降ステップ（格納式又は設置式）
 - (オ) 昇降手摺
 - (カ) 汚水センサー装置
 - (キ) 外部電源装置
 - (ク) 可搬型1.8キロボルトアンペア発電機（配線を含む。）
- ※走行時はトイレ室内において保管し、転倒しないよう固定すること。

サ 情報管理

トイレカーの以下の情報を何らかの方法で確認できること。

- (ア) 給水及び便槽タンクの残量
- (イ) GPS情報（車両位置情報）
- (ウ) バッテリー残量
- (エ) 稼働状況（使用頻度）

(5) 外装

ア 地域の特性を踏まえたラッピングデザインを施すこと。

イ アのデザインについては、次の(ア)から(ウ)までの事項に留意しつつ、第1の4の総合防災対策推進地域本部の管轄市町村の特性を踏まえて、配備される総合防災対策推進地域本部ごとに作成すること。

- (ア) 「高知県」及び「トイレカー（英語可）」の文言を明記すること。

(イ) トイレカーと一見して判別できること。

(ウ) 南海トラフ地震対策の啓発に繋がること。

ウ 受注者は、トイレカーにラッピングを施す前に、ア及びイに基づいて作成したデザインについて、発注者の承認を得ること。

(6) 自動車の種類

普通自動車第一種運転免許(AT限定)で運転可能な普通自動車(車両総重量3,500キログラム未満、最大積載量2,000キログラム未満及び乗車定員10人以下の自動車で、大型特殊自動車、自動二輪車(特定二輪車を含む。)、小型特殊自動車のいずれにも該当しないものをいう。)とすること。

(7) その他

1 から 2 の(6)までの仕様内容を充足する同等の車両は了とする。

第4 検査

完成検査は、新規登録後、下記の場所で行うものとする。

高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎駐車場

※日時については、別途調整することとする。

第5 車両の登録、保証等について

1 登録等について

(1) トイレカーは糞尿車登録とすること。

(2) 納入する5台全て、快適トイレの導入について(令和2年3月24日付け国技建管第33号)に定める仕様を満たす快適トイレとすること。

(3) 予備検査や運輸支局の新規登録検査等の必要な検査は、受注者がその手続き等一切を代行するものとする。

(4) 納入までに要する経費は、受注者の負担とする。ただし、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、登録諸費用、リサイクル料は、別途発注者が支払うものとする。

(5) 自動車保管場所証明申請書における住所地は、発注者から別途指示する。

2 保証

(1) 主要諸元及びキャビンの保証期間は、車輛メーカーの保証規程によること。

(2) 艀装の保証期間は、検査の日より1年間とすること。

(3) (1)及び(2)の定めにかかわらず、設計不良又は工作不良に起因する不都合が発生した場合は、無償にて補修又は部品の取替えを速やかに行うこと。

3 修理・点検等

納入後において、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品提供を必要とする場合は、迅速かつ円滑に対応するものとする。

4 納入

- (1) 新規登録後、各部の清掃手入れを実施の上、発注者へ納入すること。
- (2) 納入にあたっては、養生等を施し、物品及び納入場所の建物、設備等に傷を付けないこと。万一破損した場合は、受注者により現状復元すること。
- (3) 納入日時、方法等の詳細については、担当者と打ち合わせの上、決定すること。
- (4) 納入時、車両の燃料タンクは満タンとする。

5 取扱説明

車両の操作及び取付品、附属品等の取扱説明を実施すること。なお、実施日等については別途協議とする。

6 納入場所

高知県庁本庁舎駐車場（高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号）とする。

7 納入期限

令和8年3月20日とする。ただし、可能な限り早期の納入に努めること。

8 検査職員

高知県危機管理部南海トラフ地震対策課

チーフ（地域支援担当） 井上 政彦 不在の場合は、課長補佐 中野 創

9 その他

この仕様書にない事項については、発注者及び受注者の協議の上、決定するものとする。